

## 第421回小野市議会臨時会提出議案の概要について

<b>議案第31号</b>	<b>専決処分の承認をもとめることについて (令和元年度小野市一般会計補正予算(第6号))</b>
国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に伴い教育・保育関連施設に対しマスク等を配布するもの及び学校の臨時休業に伴い発注した給食材料費の補てんに係る補正予算について令和2年3月31日付で専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。	
補正額	14,000千円 追加
補正後総額	26,077,500千円

<b>議案第32号</b>	<b>専決処分の承認を求めることについて (令和2年度小野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号))</b>
国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に伴い感染するなどした被用者への傷病手当金支給に係る補正予算について令和2年4月10日付で専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。	
補正額	1,000千円 追加
補正後総額	5,635,000千円

<b>議案第33号</b>	<b>専決処分の承認を求めることについて (小野市税条例等の一部を改正する条例の制定について)</b>
地方税法等の一部改正(R2.3.31公布)に伴い、引用部分の条ずれ及び規定内容を整理するものについて令和2年3月31日付で専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。[施行日:令和2年4月1日]	
<b>【主な改正内容】</b>	
・給与所得者及び公的年金等受給者の扶養控除等申告書その他の各種様式等の改正	
・所有者不明土地等に関し、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができるようにするもの。	
・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合、事前に使用者に対して通知したうえで使用者を所有者とみなして固定資産税を課すことができるようにするもの。	

**議案第34号** 専決処分の承認を求めることについて  
(小野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について)

介護保険法施行令の改正に伴い、昨年の消費税率の引き上げに伴う1号保険料の低所得者の軽減強化措置として、第1段階から第3段階に係る介護保険料を改定するものについて令和2年3月31日付で専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。[令和2年4月1日施行]

○基準額：月額5,500円（年額66,000円）：変更なし

	基準に対する保険料率	対象者	保険料年額 (改正前)	保険料年額 (改正後)
第1段階 (令§39I①)	※軽減強化の率を改正 ×0.5 <sup>標準</sup> ×0.375 ⇒(0.3)	○高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ○生活保護受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入金額80万円以下の方	(標準) 33,000 (24,750)	⇒ (標準) 33,000 (19,800)
第2段階 (令§39I②)	※軽減強化の率を改正 ×0.75 <sup>標準</sup> ×0.625 ⇒(0.5)	○世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入金額が80万円を超え120万円以下の方	(標準) 49,500 (41,250)	⇒ (標準) 49,500 (33,000)
第3段階 (令§39I③)	※軽減強化の率を改正 ×0.75 <sup>標準</sup> ×0.725 ⇒(0.7)	○世帯全員が市民税非課税で第1・2段階以外(120万円超)の方	(標準) 49,500 (47,850)	⇒ (標準) 49,500 (46,200)
第4段階 (令§39I④)	×0.90	○世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入金額が80万円以下の方	59,400	変更なし
第5段階 (基準額) (令§39I⑤)	×1.0	○世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入金額が80万円を超えている方	66,000	
第6段階 (令§39I⑥)	×1.2 (独自率)	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	79,200	
第7段階 (令§39I⑦)	×1.3 (独自率)	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	85,800	
第8段階 (令§39I⑧)	×1.5 (独自率)	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	99,000	
第9段階 (令§39I⑨)	×1.7 (独自率)	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	112,200	
第10段階 (独自)	×1.8 (独自率)	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	118,800	
第11段階 (令§39I⑩)	×2.0 (独自率)	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	132,000	

※公費を投入して低所得者の保険料軽減が行われている。(軽減部分については、国1/2・県1/4・市1/4)

